

二十一 本県に避難した被災者の援護に関すること。

二十二～二十五 略

秘書課～総合防災課 略

2 略

(企画振興部各課の所掌事務)

第六条 企画振興部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総合政策課

一～七 略

八・九 略

市町村課 略

デジタル政策推進課

調査統計課・国際課 略

(観光文化スポーツ部各課の所掌事務)

第六条の三 観光文化スポーツ部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

観光戦略課

一～三 略

四～十四 略

観光振興課

一～七 略

八 本県の魅力の増進及び情報の発信等に関すること(他の所

管に属するものを除く。)

秋田うまいもの販売課～スポーツ振興課 略

二十一～二十四 略

秘書課～総合防災課 略

2 略

(企画振興部各課の所掌事務)

第六条 企画振興部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総合政策課

一～七 略

八 本県に避難した被災者の援護に関すること。

九・十 略

市町村課 略

情報企画課 略

調査統計課・国際課 略

2 総合政策課被災者受入支援室は、総合政策課の所掌事務のうち第八号に掲げる事務を分掌する。

(観光文化スポーツ部各課の所掌事務)

第六条の三 観光文化スポーツ部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

観光戦略課

一～三 略

四 本県の魅力の増進及び情報の発信等に関すること(他の所

管に属するものを除く。)

観光振興課

一～七 略

秋田うまいもの販売課～スポーツ振興課 略

(農林水産部各課の所掌事務)

第九条 農林水産部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

農林政策課

一〇十六 略

十七 スマート農業(ロボット、人工知能その他の先端技術を

活用する農業をいう。以下同じ。)の推進に関すること。

十八〇二十五 略

農業経済課 略

農山村振興課

一〇九 略

十 農業の有する多面的機能の促進に関すること(他の所管に属するものを除く。)

十一〇十三 略

水田総合利用課

一〇五 略

六 肥料の品質の確保等 に関すること。

七〇九 略

十 農薬の安全かつ適正な使用の確保に関すること。

十一〇十三 略

園芸振興課

畜産振興課

一〇五 略

六 養蜂 に関すること。

七〇十一 略

農地整備課 略

水産漁港課

一〇四 略

五 水産物の増殖及び養殖に関すること。

六〇二十一 略

(農林水産部各課の所掌事務)

第九条 農林水産部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

農林政策課

一〇十六 略

十七〇二十四 略

農業経済課 略

農山村振興課

一〇九 略

十 中山間地域等直接支払制度に関すること。

十一〇十三 略

水田総合利用課

一〇五 略

六 肥料の流通及び取締りに関すること。

七〇九 略

十 農薬の流通及び取締りに関すること。

十一〇十三 略

園芸振興課 略

畜産振興課

一〇五 略

六 養蜂 に関すること。

七〇十一 略

農地整備課 略

水産漁港課

一〇四 略

五 沿岸漁業構造改善事業に関すること。

六〇二十一 略

林業木材産業課・森林整備課 略
2・3 略

(産業労働部各課の所掌事務)

第十一条 産業労働部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

産業政策課〈商業貿易課 略

エネルギー・資源振興課 略

雇用労働政策課 略

2・3 略

(地域振興局農林部各課所の所掌事務)

第十五条の九 地域振興局農林部各課所の所掌事務は、次のとおりとする。

農業振興普及課

一〇六 略

七 農地中間管理事業に関すること。

八〇二十八 略

森づくり推進課・農村整備課 略

2 略

(名称及び位置)

第二十七条 福岡事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
秋田県福岡事務所	福岡市中央区大名一丁目十二番六十号

(所掌事務)

第二百二十八条 農業試験場各室及び各部の所掌事務は、次のとおりとする。

総務管理室 略

企画経営室

林業木材産業課・森林整備課 略
2・3 略

(産業労働部各課の所掌事務)

第十一条 産業労働部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

産業政策課〈商業貿易課 略

資源エネルギー産業課 略

雇用労働政策課 略

2・3 略

(地域振興局農林部各課所の所掌事務)

第十五条の九 地域振興局農林部各課所の所掌事務は、次のとおりとする。

農業振興普及課

一〇六 略

七 農業構造改善事業の推進に関すること。

八〇二十八 略

森づくり推進課・農村整備課 略

2 略

(名称及び位置)

第二十七条 福岡事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
秋田県福岡事務所	福岡市中央区天神二丁目八番三十四号

(所掌事務)

第二百二十八条 農業試験場各室及び各部の所掌事務は、次のとおりとする。

総務管理室 略

企画経営室

九	二十六		
五	略		
十	略		
	略		つかさどる。

備考略

5 略

6 第一項の理事、第二項の表第一号から第二十一号までに掲げる職、第四項の表第一号から第五十六号までに掲げる職及び前項の班長は単純労務の職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十七条に規定する単純な労務に雇用される者をいう。以下同じ。）以外の職員（臨時及び非常勤の職員）（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）をもつて充て、第二項の表第二十二号並びに第四項の表第五十七号から第五十九号までに掲げる職は単純労務の職員（臨時及び非常勤の職員（同号に掲げる職にあつては、同条第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）をもつて充てる。

六	二十三		
五	略		
十	略		
	略		

備考略

5 略

6 第一項の理事、第二項の表第一号から第二十一号までに掲げる職、第四項の表第一号から第五十三号までに掲げる職及び前項の班長は単純労務の職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十七条に規定する単純な労務に雇用される者をいう。以下同じ。）以外の職員（臨時及び非常勤の職員（同表第四十七号に掲げる職にあつては、同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）をもつて充て、第二項の表第二十二号並びに第四項の表第五十四号から第五十六号までに掲げる職は単純労務の職員（臨時及び非常勤の職員（同号に掲げる職にあつては、同条第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）をもつて充てる。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。